

## 自動車運転代行業における損害賠償措置の概要説明について

国土交通省は、2013(平25)年3月8日に「利用者の不安感払拭」と「運転代行業者における代行共済(代行保険)の契約締結義務に対する更なる意識の向上」を図るため、運転代行利用者(お客様)に対して、運転代行業務中の損害賠償措置に関する次の5つの事項を明記した書面を提示して説明するよう努めるようにとの通達を発出しました。

ついては、主旨をご理解のうえ、運転代行利用者に対して当該書面を提示し、説明に努めてください。

- ① 代行運転自動車(お客様の自動車)の運行により生じた損害を賠償(以下「損害賠償措置」という)するために、以下の③から⑤の内容の共済契約または保険契約を締結している旨の記載
- ② 上記①の損害賠償措置の契約は、自動車運転代行業者が運行する随伴用自動車により、利用者に運転代行役務を提供するすべての場合を対象とする旨の記載
- ③ 共済組合または保険会社の名称
- ④ 契約期間(〇〇年〇月〇日〇時から〇〇年〇月〇日〇時まで)
- ⑤ 共済契約または保険契約の内容及び損害賠償額(対人、対物、車両(お客様の自動車)の各損害賠償限度額)

<b>記入例</b>	当社の運転代行業務に係る損害賠償措置の内容	
	(社名・屋号)	JD運転代行
	(代表者名)	山田 太郎
	__ <u>富山県</u> __ 公安委員会 認定番号 第 <u>12345</u> 号	
<p>運転代行業務の実施中に、当社の従業員がお客様の自動車で万が一事故を起こした場合の損害賠償措置は、以下のとおりです。                  なお、当社は、当社の運行する随伴用自動車で運転代行業務を実施する場合には、すべて当該損害賠償措置を講じております。                  ご不明の点は当社従業員にお尋ねください。</p>		
契約共済組合名	ジェイ・ディ共済協同組合	
共済契約期間	〇〇〇〇年 〇月 〇日 16時から〇〇〇〇年 〇月 〇日 16時まで	
契約の内容	対人賠償共済	無制限
	対物賠償共済	1億円限度(1事故につき)
	車両共済	〇〇〇〇万円限度(1事故につき)
お客様の自動車に追隨する随伴用自動車	登録番号等	補償開始日
	富山 500 か 12**	〇〇〇〇年 〇月 〇日

**ご注意**

**本組合との共済契約が失効となった場合、もしくは共済契約が終了(解約・解除含む)した場合は、当該書面は無効となりますのでご使用できません。**

- ※ 同封の「当社の運転代行業務に係る損害賠償措置の内容」の用紙を必要部数コピーし、上記の[記入例]を参考のうえ、ご使用ください。(登録車両ごとに必要です。)
- ※ 本組合発行の受託自動車共済契約証書及び異動承認書をご確認のうえ、必要事項をご記入ください。
- ※ 「当社の運転代行業務に係る損害賠償措置の内容」の用紙は、本組合のホームページからダウンロードすることも可能です。